証券税制Q&A 教えて！小谷野先生

相続税編

Q

私の父が設立し、今も社長として経営している会社があります。当社の株式（以下、「当該株式」といいます）は、大半を父が保有しています。当社は非上場会社です。毎期一定の利益を計上していますが、将来的な業績は不透明です。そこで気になるのが、後継者である私が当該株式を引き継ぐ際の相続税のことです。最近新しい税制が創設され、大幅に税金が猶予されることも聞いています。ただし、将来的に納税猶予の適用を受け続けるために厳しい要件を充足し続ける必要があるとのことですが、そうする確信もないので株式の評価額自体をできるだけ引き下げたいと思っています。幸いにも当社の資金は潤沢にありますので、対策の1つとして父に対して退職金を支払うことを検討しております。父の相続が発生した場合の死亡退職金ではなく、生前に退職金を支払うことによる評価額の引き下げ効果と、その際に留意しておくべきことがあれば教えてください。

A

①自社株式の評価への影響項目

取引相場のない株式の評価は、会社の規模や業種、また、株式を取得する人などの支配力などに応じて評価方式が異なります。その中で、通常、評価額を算定する際に評価のベースとなるものは、類似業種比準価額方式（※1）と純資産価額方式（※2）です。ご質問にもあるとおり、納税猶予制度の創設により大幅な納税の猶予や免除が認められることとなりましたが、適用に際しての要件も厳しく、承継後の経営環境に不安がある場合には選択しづらくなります。また、そもそも納税猶予の対象となるのが発行済株式総数の3分の2までに相当する株式（議決権に制限があるものは除く）だけです。従って、評価額の引き下げ自体も検討しておくのは有用です。

（※1）類似業種比準価額方式・評価対象会社と類似する、上場会社の「株価」を基として、評価会社と類似会社の「配当金額」「利益金額」「純資産価額」を比較して求めた比準割合に基づき、評価する方式

（※2）純資産価額方式・課税時期における各資産と各負債を時価によって測定し、それに基づいて評価する方式

今回、生前に退職金を支払うことで、株式評価に影響してくる部分は、類似業種比準価額方式における「利益金額」の引き下げと、「純資産価額」の引き下げです。

類似業種比準価額方式における「利益金額」は、直前期もしくは直前々期の法人税申告書における所得金額を基準として算定されます。一方、「純資産価額」は直前期末の資本金等の額と申告書上の利益積立金の額の合計として算定されます。生前退職金を支払うことによる引き下げを検討するのであれば、贈与もしくは相続の発生の時点では、直前期もしくは直前々期において退職金の支払を済ませている必要があります。

②生前退職金を支払うことの効果

①に記載のとおり、生前に退職金を支払うことで株式評価額に影響してくる部分は、「利益金額」の引き下げおよび「純資産価額」の引き下げです。

死亡退職金を支払う場合と、生前退職金を支払う場合で、相続財産評価額（株式に限らない全体）に影響する部分を考えてみます。

［死亡退職金の支払いの場合］

みなし相続財産として、退職金から一定の非課税金額（法定相続人1人当たり500万円）を控除した金額が相続財産となります。また、株式評価額の算定上、未払退職金として計上することで純資産価額方式に係る金額が引き下がります。その分だけ株式評価額の減少に寄与します。

［生前退職金の支払いの場合］

生前退職金として支払った金額のうち、所得税等税引き後の額から費消した額を差し引いて相続発生時点で残存しているものは相続財産となります。また、退職金を支払った期の翌期もしくは翌々期に贈与ないし相続をした場合は、株式評価における、「純資産価額」に加え「利益金額」が引き下がり、株式評価額の減少に大きく寄与します。

2つのケースを比べると、一概に判断できないのですが、あえて言うと、生前退職金を支払う場合の方が全体の税負担が小さくなるケースが多いと思われます。ただし、ケースに応じて異なりますので、事前に十分な検討が必要であることにご留意ください。

③法人税関連の留意事項

一方で、法人税を考慮すると、退職金をいくら支払ってもいいわけではありません。法人税においては、業務従事期間や功績、また同業他社の役員退職給与の支給状況等を考慮して、退職給与として相当と認められる金額を超える部分については損金として認められないこととなります。また、実態として退職するか分掌変更等により従来の役職を退く必要もあります。退職金受給後も代表権を有する場合や実質的に経営上主要な地位を占めている場合は除かれることとなりますので留意が必要です。

小谷野幹雄（こやの・みきお）
公認会計士・税理士・証券アナリスト・MBA
早稲田大学在学中に公認会計士2次試験に合格。大手証券会社に入社し株式公開業務、企業ファイナンス業務に従事。ニューヨーク大学経営大学院でMBA取得後に独立。1996年小谷野公認会計士事務所を設立。英国機関から税理士サービス業務についてISO9001の認証を受ける。
ホームページアドレス
http://www.koyano-cpa.gr.jp/

月中平均掲載日一覧

	東京、マザーズ	大阪、名古屋ヘラクレス	東京外国銘柄札幌、福岡	JASDAQ
2007年10月	2007年12月27日	2008年01月17日	2008年01月23日	2008年01月08日
11月	2008年01月30日	2008年02月14日	2008年02月20日	2008年02月06日
12月	2008年02月27日	2008年03月12日	2008年03月19日	2008年03月05日
2008年1月	2008年03月26日	2008年04月09日	2008年04月16日	2008年04月02日
2月	2008年04月23日	2008年05月14日	2008年05月21日	2008年05月09日
3月	2008年05月28日	2008年06月11日	2008年06月18日	2008年06月04日
4月	2008年06月25日	2008年07月09日	2008年07月16日	2008年07月02日
5月	2008年07月24日	2008年08月13日	2008年08月20日	2008年08月06日
6月	2008年08月27日	2008年09月10日	2008年09月18日	2008年09月03日
7月	2008年09月25日	2008年10月16日	2008年10月22日	2008年10月08日
8月	2008年10月29日	2008年11月12日	2008年11月19日	2008年11月06日
9月	2008年11月29日	2008年12月10日	2008年12月17日	2008年12月03日
10月	2008年12月25日	2009年01月15日	2009年01月21日	2009年01月07日
11月	2009年01月28日	2009年02月12日	2009年02月18日	2009年02月04日
12月	2009年02月25日	2009年03月11日	2009年03月18日	2009年03月04日
2009年1月	2009年03月25日	2009年04月15日	2009年04月22日	2009年04月08日
2月	2009年04月30日	2009年05月13日	2009年05月20日	2009年05月11日
3月	2009年05月27日	2009年06月10日	2009年06月17日	2009年06月03日
4月	2009年06月24日	2009年07月16日	2009年07月24日	2009年07月08日
5月	2009年07月30日	2009年08月13日	2009年08月20日	2009年08月06日
6月	2009年08月27日	2009年09月10日	2009年09月17日	2009年09月03日
7月	2009年09月29日	2009年10月16日	2009年10月22日	2009年10月08日
8月	2009年10月29日	2009年11月12日	2009年11月19日	2009年11月06日
9月	2009年11月27日	2009年12月10日	2009年12月17日	2009年12月03日
10月	2009年12月25日	2010年01月15日	2010年01月21日	2010年01月07日
11月	2010年01月28日	2010年02月11日	2010年02月18日	2010年02月04日
12月	2010年02月25日	2010年03月11日	2010年03月18日	2010年03月04日
2010年1月	2010年03月26日	2010年04月15日	2010年04月22日	2010年04月08日
2月	2010年04月30日	2010年05月13日	2010年05月20日	2010年05月11日
3月	2010年05月27日	2010年06月10日	2010年06月17日	2010年06月03日
4月	2010年06月24日	2010年07月15日	2010年07月23日	2010年07月08日
5月	2010年07月29日	2010年08月12日	2010年08月19日	2010年08月05日
6月	2010年08月25日	2010年09月09日	2010年09月16日	2010年09月02日
7月	2010年09月27日	2010年10月15日	2010年10月21日	2010年10月07日
8月	＊2010年10月28日	＊2010年11月11日	＊2010年11月18日	＊2010年11月05日

＊は掲載予定日です。予定日は変更となる場合があります。